

鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）第 39 条の規定により、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求件数	処理状況				
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	処理中
知事（知事部局）	17	15	2	0	0	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0
教育委員会	27	25	1	0	0	1
公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部長	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0
合 計	44	40	3	0	0	1

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実施機関	開示請求の件数
知事（知事部局）	104
知事（企業局）	0
警察本部長	87
教育委員会	1,588
人事委員会	429
病院事業管理者	17
合 計	2,225

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求があったときは、原則開示するものである。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の 6 実施機関（知事部局、企業局、警察本部長、教育委員会、人事委員会及び病院事業管理者）のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

4 個人情報是正の申出の件数及び処理状況

申出なし

5 不服申立ての件数及び処理状況

申立てなし